

環廃産発第 050325002 号

平成 17 年 3 月 25 日

改正：平成 25 年 3 月 29 日環廃産発第 130329111 号

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化等のため平成 16 年度中に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化

1 産業廃棄物のコンテナ輸送の定義

産業廃棄物のコンテナ輸送とは、コンテナ（貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するもの）であつて、日本工業規格 Z 1627 その他関係規格等に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものに産業廃棄物又は産業廃棄物が入った容器等を封入したまま開封することなく輸送することをいうこと。

2 産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲について

産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たす作業については産業廃棄物のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第1号ロ若しくは第6条の5第1項第1号ロに規定する積替え（以下単に「積替え」という。）又は令第6条第1項第1号ハ若しくは第6条の5第1項第1号ハに規定する保管（以下単に「保管」という。）に該当しないと解するものとする。

- (1) 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送において、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。
- (2) 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること。

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第7条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう。）の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

- 1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。
 - (1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
 - (2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
 - (3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

- 2 上記 1 (1) から (3) に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のおり当該脱水施設で処理する前とすること。
- 3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外の処理施設についても、上記と同様の考え方により令 7 条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。
- 4 従来法第 15 条第 1 項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記 1 (1) から (3) に掲げる要件をすべて満たし、令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第 15 条の 2 の 5 第 3 項において準用する第 9 条第 3 項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

第三 企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し

- 1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。
 - (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
 - (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第 7 条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第 15 条第 1 項の許可を取得していること。）。
 - (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
 - (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
 - (5) (3) 及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。
- 2 なお、事業の範囲としては、上記 (3) に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

- 1 産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、

熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

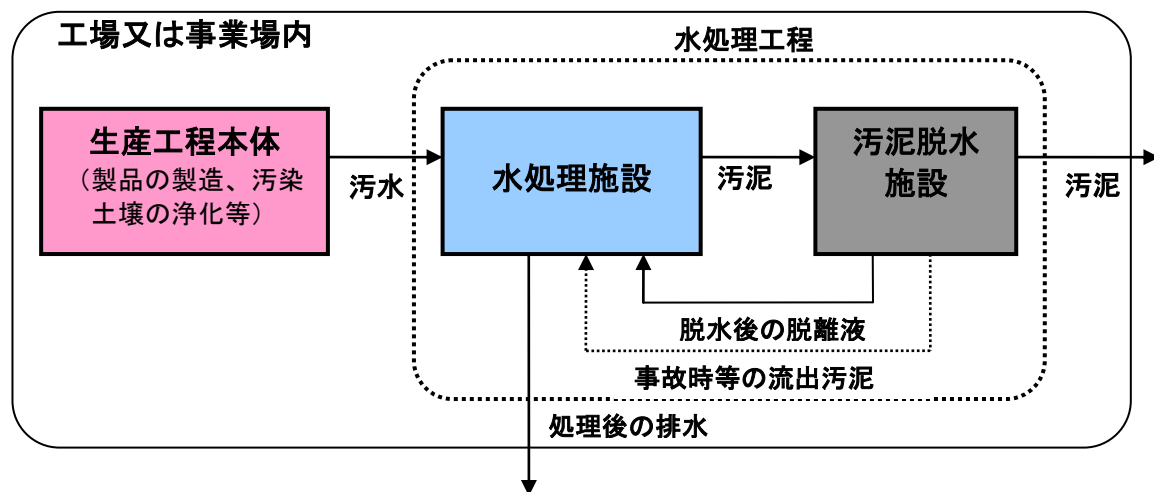
2 上記1の場合において廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、「行政処分の指針」（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号本職通知）第一の4の(2)において示した各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、その際には、次の点にも留意する必要があること。

- (1) 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (2) エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

3 なお、廃棄物該当性の判断については、上述の「行政処分の指針」第一の4の(2)の②において示したとおり、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。

参考 1（第二関係）

汚泥の脱水施設について令第 7 条に規定する
産業廃棄物処理施設にあたらないと判断する場合の概念フロー例



なお、上図において、生産工程本体から排出される時点で、すでに汚泥とみなせる場合は、これに続く処理工程全体（凝集沈殿処理等の汚泥濃縮工程を含む。）を「汚泥の脱水施設」とみなし、1日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるものは令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設として取り扱う。

参考2（第四関係） 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化に係る疑義照会事例

【事例1】

○照会事項

ビール会社A社においてはビールを生産する過程で不要物として余剰のビール酵母が発生するが、このビール酵母を原料として、薬品会社B社では医薬品を、食料品会社C社では食料品（おつまみ類）を生産している。又、A社は現在当該ビール酵母のA社からB社又はC社までの運搬を自ら行っている。A社は、今後B社又はC社への運搬をD社に委託することを検討しているが、D社に運搬費用として支払う料金をB社又はC社から受け取るビール酵母の売却代金と比較すると運搬費用の方が高い（10倍程度）。この場合

- (1) D社は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があると解してよろしいか。
- (2) B社及びC社は廃棄物処理施設及び廃棄物処理業に係る許可を取得する必要はないと解してよろしいか。

○回答

(1) 及び(2)について、貴見のとおり。

【事例2】

○照会事項

A製鉄所においては、冷鉄源溶解法（小規模な高炉のようなもので、電炉とは異なり、良質の鉄の製造が可能。）により、スクラップを鉄に再生しており、この工程に、炭素源及び鉄源として、廃タイヤを1／32カット又は1／16カットしたものを投入することにより、再生利用したいと考えている。A製鉄所は、1,000円／tで廃タイヤを購入する計画で（トラックで搬入されるものについては炉前渡し、船で搬入されるものについては岸壁渡し）ある。しかしながら、遠方から搬入されるものについては、タイヤカット業者が収集運搬業者に支払う収集運搬費用が、タイヤカット業者がA製鉄所から受け取るタイヤカット代金を上回る。この場合、A製鉄所は廃棄物処理施設及び廃棄物処理業に係る許可を取得する必要はないと解してよろしいか。

○回答

貴見のとおり。

【事例3】

○照会事項

建設汚泥の中間処理業者A社は、建設汚泥をコンクリート固化した再生土を改良土と称し、再生土販売代理店B社に対し契約上は10tトラック1台あたり100円で売却しているが、10tトラック1台あたり備車代名目で7,000円、運搬代名目で3,100円を支払っている。A社の再生土の99%は、B社を経由して建設業者C社により土地のかさ上げと

して埋め戻しされており、B社以外の業者に直接販売される再生土は1％に過ぎない。
なお、建設汚泥を近隣の管理型最終処分場で処分する場合の処分費用は概ね1トあたり
6,000円～18,000円であり、中間処理を必要としない建設発生土（残土）の処分費用は
1トあたり500円～1,000円である。この場合、建設業者C社による埋め戻しは廃棄物の
最終処分と解してよろしいか。

○回答

貴見のとおり。